

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)</p>	<p>○沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月26日沖縄県条例第82号)</p>	
<p>(従業者の員数) <b>第二条</b> 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 以下省略</p>	<p>(従業者の配置の基準) <b>第五条</b> 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。 (1) 医師 (2) <u>生活相談員</u> 以下省略</p>	<p>生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第五条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。 本県においては、④に規定される者を、④-1介護福祉士、④-2介護支援専門員の資格を有する者とする。</p>
<p>(設備) <b>第三条</b> 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 二～九 省略</p>	<p>(設備) <b>第六条</b> 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分により次項に定めるもののほか、規則で定めるものとする。 (1) 居室 (2)～(9) 省略 2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 (1) <u>一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。</u> (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>	<p>居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人以下」とすることができることを規定したものである。 既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。</p>
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) <b>第十一条</b> 省略 2～6 省略 7 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) <b>第十六条</b> 省略 2～6 省略 7 指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第二十四条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第30条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p><b>第二十六条</b> 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p><b>第32条</b> 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p>
<p><b>第五章</b> ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p><b>第四十二条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p><b>第5章</b> ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p><b>第47条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第四十七条</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第52条</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(準用)</p> <p><b>第四十九条</b> 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一</p>	<p>(準用)</p> <p><b>第54条</b> 第7条から第15条まで、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、<u>ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるの</p>	<p>※32条第2項の解釈をユニット型指定介護老人福祉施設に準用する。</p>

項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二条の二中「第十二条」とあるのは「第四十九条において準用する第十二条」と、第二十二条の二第五号及び第三十七条第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九条において準用する第二十条」と、第二十二条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三条第二項」と、第二十二条の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三十五条第三項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

は「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「ユニット型指定介護老人福祉施設」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。